

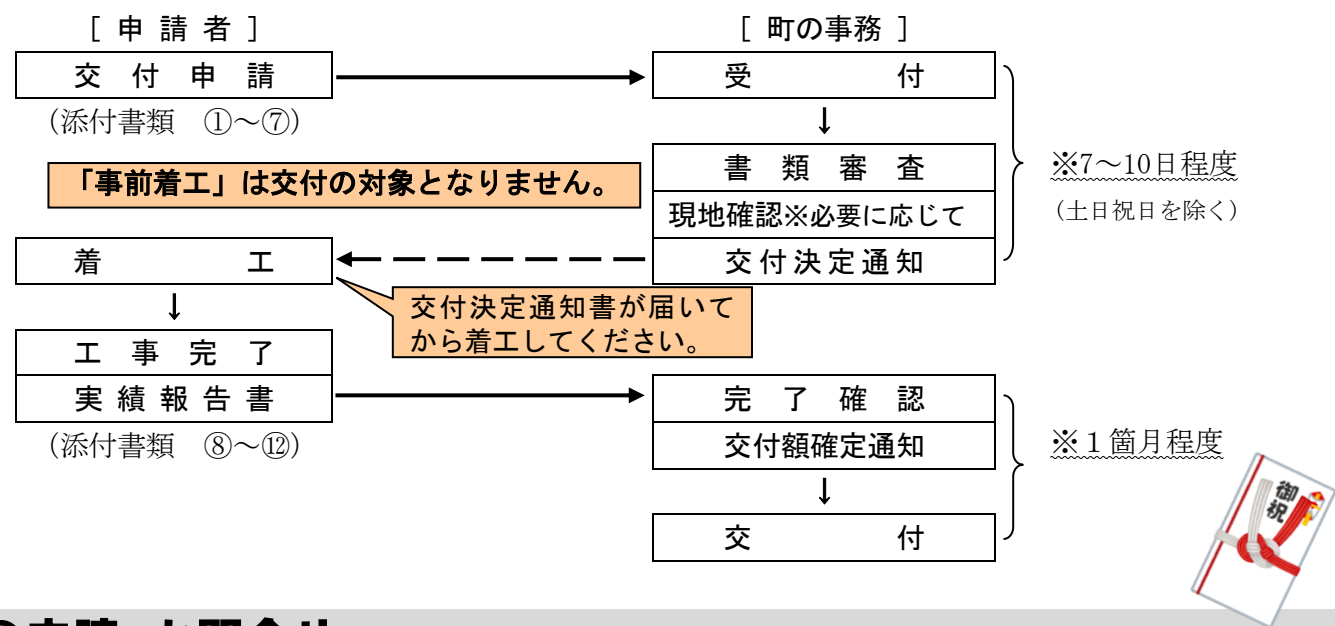
3 申請に必要な書類と手続き (持家住宅建設祝金、住宅リフォーム祝金共通)

【交付申請】	【実績報告】
(工事を始める前に 次の書類等を提出してください。)	
① 交付申請書(申請者の押印必要)	⑧ 実績報告書
② 下請負人内訳書(持家住宅建設祝金の場合) 点数表(リフォーム祝金の場合)	⑨ 工事代金領収書(写)
③ 工事見積書(写)(一式10万円以上は内訳が必要)	⑩ 工事施工写真(施工中及び完成後) (カラー、台紙はA4サイズ、両面印刷可)
④ 工事図面(写)	⑪ 相手方登録申出書
⑤ 工事請負契約書(写)	⑫ その他
⑥ 工事着工前写真 (カラー、台紙はA4サイズ、両面印刷可)	※ 断熱材の設置や筋かい設置工事など工事施工後に 確認できない部分については、 必ず工事施工中の 写真 を提出してください。写真を提出できない場 合、交付対象工事になりませんので ご注意ください。
⑦ その他	
【リフォーム祝金のみ】	
※ 三世帯世帯等の世帯要件に該当する場合は、 住民票謄 本(写) など別途書類の提出が必要です。	
※ 県産木材多用や空き家活用タイプに該当する場合は、 別途書類の提出が必要です。	



- ※ ①②の用紙は建設課にあります。町ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 自ら営む店舗等の新築・改築の場合は、事業内容等の資料の提出を求める場合があります。
- ※ 建築工事届等が必要な工事の場合は、届出書類の写しの提出を求める場合があります。
- ※ 申請内容に変更等が生じる場合は、**変更前**に「変更(中止・廃止・取下げ)申請書」を提出してくだ
さい。

4 申請から交付までの流れ



○申請、お問合せ



庄内町建設課 都市計画係(庄内町役場本庁舎) ☎42-0860
管理係(立川総合支所) ☎56-3381
ホームページ <http://www.town.shonai.lg.jp>

令和2年度 庄内町持家住宅建設祝金 庄内町住宅リフォーム祝金のお知らせ

1 庄内町持家住宅建設祝金

◆事業の目的

庄内町で自ら居住する住宅や庄内町で自ら営む店舗、附属建築物等の新築・増築・改築・修繕工事、建築設備の設置、舗装工事等を行うために必要な経費に対して、町が祝金を交付することにより、「地元関連業界の振興を図ること」を目的として実施します。

◆交付申請

工事の着工前に、**交付申請**を行ってください。※事前着工は対象となりません。
(新築の場合は、基礎掘(床掘)等の工事を始める前に申請が必要です。)



◆交付の対象となる方

次の①から⑤までのすべてに該当する方となります。

- ① 自ら所有する専用住宅、自ら営む(法人除く。)店舗等(併用住宅を含む。)の新築・増築・改築・修繕、設置工事を行う方
※ 同一年度内2回まで建築物等にかかる祝金の交付を受けることができます。
※ 空き家を対象とした工事に限り、賃貸借人による申請も可能です。(工事終了後、建築物等を使用する必要があります。)
- ② 町内に住所を有する方、または令和3年3月20日まで町内に転入しようとする方
- ③ 工事の施工にあたり町内業者と契約する方
※ 町内業者:庄内町商工会に加入し、庄内町に法人町民税を納付している法人または個人事業者。ただし、下請負人がある場合は、**下請負人の数の1/2以上が町内業者**の場合に限ります。)
- ④ 令和3年3月20日までに工事が完了し、実績報告書の提出が可能な方
- ⑤ 同一世帯員全員が町税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない方

(対象となる例)

- 住宅の新築、増築
- 屋根、外壁改修工事
- 下水道接続工事
- エアコン設置工事
- 敷地内の舗装及び排水工事
- 空き家(居住用、店舗、事務所等)の改築・修繕等工事等
- 耐震改修工事
- カーポート設置工事
- 門、塀の築造・修繕工事
- 融雪設備設置工事
- 風除室設置工事



(対象とならない例)

- 解体のみの工事
- 基礎のない物置の設置
- 設置工事を伴わない建築設備の導入(家電等)
- 個人事業者が自ら自宅等を新築、修繕する工事(下請負人となる場合は、その分の工事費は対象外)
- 法人が使用または所有する店舗等の新築、修繕工事
- 太陽光発電設備設置工事
- 造園工事
- 高効率給湯器のうち電気ヒートポンプ給湯設備(エコキュート)設置工事

◆祝金の額 ※千円未満は切捨てとなります。

① 専用住宅・店舗等・併用住宅の新築工事	➡	交付対象工事費の 7%(上限70万円) (※ 三世帯世帯等の世帯要件(P3参照)に該当する場合の上限の上乗せを廃止)
② 修繕、増改築等工事(①以外の工事)	➡	交付対象工事費の 5%(上限80万円)

※ ただし、過去に祝金の交付を受けた世帯は、その額を上限から差し引いた額が限度額となります。



2 庄内町住宅リフォーム祝金

◆事業の目的

町内における住宅等のリフォーム等工事を促進し、住環境の質の向上及び地元関連業界の振興を図ることを目的として実施します。(県補助金を活用して実施するものです。)

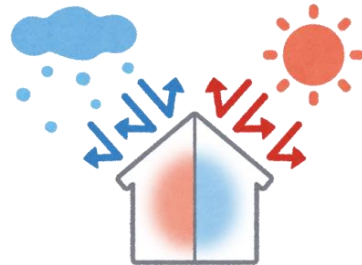
※ 住宅の新築工事、店舗等の新築または修繕等工事は対象となりません。

◆交付申請

工事の着工前に、交付申請を行ってください。

※ 事前着工は対象となりません。

(事前着工とは、申請前に工事に着手した場合です。)



◆交付の対象となる方

次の①から⑥までのすべてに該当する方となります。

① 町内に住所を有する方、または令和3年3月20日までに町内に転入しようとする方

② 次のイ～ハの建築物等の増築、修繕、設置工事を行う方

イ 専用住宅	町内で自ら居住する専用住宅
ロ 併用住宅	町内で自ら営む店舗等と自ら居住する部分が結合している建築物で、店舗等の床面積が、建築物全体の床面積の1/2未満のもの(住宅部分が1/2以上)
ハ 建築設備	イまたはロに設ける建築設備(給水、排水、都市ガス、暖房など)

※ 申請者が自ら所有する建築物等に限り、ただし、空き家を対象とした工事に限り、賃貸借人による申請も可能です。(工事終了後、建築物等を使用する必要があります。)

※ 併用住宅の場合は、住宅部分のみが交付対象となります。

※ 車庫、物置、門、ブロック塀等に係る工事費も交付対象となる場合があります。

※ 住宅等1戸につき、同年度内1回までの交付となります。過去に交付を受けた方でも、新たに申請することができます。

③ ②の工事が、次の要件工事をいずれか1つ以上含み、かつ点数表による点数が10点以上となる方(工事費総額が50万円未満の場合は5点以上)点数表は、申請書様式と一緒にお渡しします。

1 減災・部分補強	柱や壁の補強、屋根の軽量化、耐震シェルターの設置工事 など
2 寒さ対策・断熱化(ヒートショック対策)	ペアガラスの設置、浴室・トイレ等への暖房機器設置、断熱材の設置工事 など
3 バリアフリー化	浴室の出入口の段差解消、手すりの設置、便器を座便式に交換する工事 など
4 県産木材使用	県産木材の合板・柱材等を使用する工事
5 克雪化	雪止めの設置または取替工事、融雪装置の設置工事 など
6 三世帯同居リフォーム	居室を10㎡以上増築する工事、便所または浴室等を増設する工事

④ 工事の施工にあたり 県内業者と契約する方

県内業者：山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店を有する法人事業者

⑤ 令和3年3月20日までに工事が完了し、実績報告書の提出が可能な方

⑥ 同一世帯員全員が町税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない方

条件を満たせば「1 庄内町持家住宅建設祝金」、「2 庄内町住宅リフォーム祝金」、「木造住宅耐震改修事業」は併用できます。他の補助制度についてはお問い合わせください。



◆祝金の額 ※千円未満は切捨てとなります。

(一般世帯)

	一般タイプ	県産木材多用タイプ	空き家活用タイプ
交付要件	要件工事(1～5)で10点以上	県産木材3㎡以上使用	要件工事(1～5)で10点以上
祝金の額	補助率10%(上限12万円)	補助率10%(上限30万円)	

(三世帯世帯)

	一般タイプ	県産木材多用タイプ	空き家活用タイプ
交付要件	要件工事(2、3、6)で10点以上	三世帯同居リフォーム工事+県産木材3㎡以上使用	三世帯同居リフォーム工事
祝金の額	補助率20%(上限30万円)	補助率20%(上限40万円)	

(移住、近居、新婚、多子世帯)

	一般タイプ	県産木材多用タイプ	空き家活用タイプ
交付要件	要件工事(1～5)で10点以上	県産木材3㎡以上使用	要件工事(1～5)で10点以上
祝金の額	補助率20%(上限30万円)	補助率20%(上限40万円)	

(移住かつ新婚、多子世帯)

	一般タイプ	県産木材多用タイプ	空き家活用タイプ
交付要件	要件工事(1～5)で10点以上	県産木材3㎡以上使用	要件工事(1～5)で10点以上
祝金の額	補助率30%(上限40万円)	補助率30%(上限50万円)	

【リフォーム祝金にのみ適用】

- ・空き家活用タイプ…売買(相続、贈与以外)により取得した空き家については、平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けた住宅に限り、
- ・三世帯世帯… 令和2年4月1日現在18歳未満の子がいる三世帯世帯
- ・移住世帯 … 平成31年4月1日以降に県外から町内に移住した方を含む世帯
- ・近居世帯 … 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(18歳未満の子がいる世帯)の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、または、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域)内になった世帯をいう。(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。)
- ・新婚世帯 … 申請日時時点で、婚姻した日から1年以内の世帯
- ・多子世帯 … 令和2年4月1日現在18歳未満の子が3人以上いる世帯

木造住宅耐震改修事業補助金

◆ 対象 次のいずれかに該当する住宅の所有者の方

① 平成12年5月31日以前に着工した木造戸建住宅

② 耐震診断の結果、評点が0.7未満から、改修後に0.7以上になるもの

※ 町税等の滞納がない方

◆ 補助額 耐震改修費用の2分の1(上限100万円)

ご検討ください！
リフォーム工事に合わせて、ご自宅の耐震化をしませんか。